

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮城労働局

最終更新日：令和7年10月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
タクミ電業（株）	宮城県仙台市	R7. 2. 20	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	法令の定めるフォークリフトの資格を有していない労働者に、最大荷重2.45トンのフォークリフトの運転の業務に就かせたもの	R7. 2. 20送検
個人事業主	宮城県登米市	R7. 3. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第483条	悪天候のため、伐木作業を行わせるにあたり、危険が予想されたのにもかかわらず、当該作業に労働者を従事させたもの	R7. 3. 6送検
（株）ワイエスケー	宮城県東松島市	R7. 3. 14	労働基準法第15条	労働者を雇い入れるに際して、労働条件について、書面を交付する等により明示しなかったもの	R7. 3. 14送検
本吉町森林組合	宮城県気仙沼市	R7. 4. 11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐倒の際に待避する場所をあらかじめ定めることなく労働者に伐木作業を行わせたもの	R7. 4. 11送検
（株）県南開発	宮城県岩沼市	R7. 8. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	一定の合図を定め、合図をするものを指名して、関係労働者に対し合図をさせずに機械の運転を開始させたもの	R7. 8. 20送検